

新岡垣風土記

第398回

古文書で探る庶民のくらし — 浜山証文② —

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

今回は、黒山村の浜山証文(定書)を紹介する。

定

浜付き砂吹き上げ、年々田畠荒れ候、惣じて地所の損亡は重き事に候処、砂除けのため当元文三年より、浜辺松植立て仰せ付けられ候条、常々手入れ等仕り下草迄、伐り取り申すまじく候、後年に至り何分の御用にて、浜辺砂除けの松諸木は伐り申さず御議定に候、後年に至り当時の詮議にて、役人伐り候とも、この書付を指し出し相断り申すべく候、右の通りに候条、百姓として伐り荒れ候はば重料たるべき事。

元文三年四月 吉田六郎大夫

(花押) 遠賀郡黒山村 枝郷崎崎

元文3(1738)年頃の黒山村は、浜山沿いの本村(現在の西黒山区)と南側に山越えした崎崎集落で成立していた。定書の枝郷記載は、黒山村と志摩郡今津村(現

在の福岡市西区今津)の枝郷大原の2村だけである。

定書は、福岡藩の家老で藩政の最高責任者が、浜辺の松諸木は永代の伐採禁止と告示し、後世の役人が伐採を企てたときはこの証文で断れ、と命じている。いわば水戸黄門の印籠と同じ効果を持つ「お墨付き」なのである。三里松原は、元文3年から芦屋飛行場建設までの200年間、伐採されること無く周辺農地に恩恵を与え続けたのである。

二村文書(糠塚区の二村善さん所蔵)に糠塚村の浜山証文受領時の文書がある。証文の包み紙に記載された内容は次のとおりである。

吉田六郎大夫様よりの浜山御証文は、山田村大庄屋五八郎様屋敷に庄屋正作(二村家のご先祖)組頭貞三郎・甚左衛門が出頭し、河村武左衛門様から受領した、とある。大庄屋五八郎は、山田触大庄屋秋武五八郎(山田区の秋武光男さん

のご先祖)のことである。秋武家は、慶長以来10代大庄屋を務め、歴代当主は五八郎、五三郎を襲名した。触は、村を統括する行政組織である。当時は遠賀郡5触で、山田触は遠賀川以西の西郷26カ村を管轄した。河村武左衛門は、遠賀・宗像2郡受持の免奉行で、数年後に郡奉行に栄転している。浜山添いの村は、庄屋・組頭が正装で大庄屋屋敷に出頭し、河村武左衛門から浜山証文を受領したのであろう。

元文3年当時の三里松原の状況を、浜山証文で確認しておこう。現に松原が在り植え継ぎの村は、原、内浦、手野、三吉、吉木、松原の6カ村である。この内、三吉村は村域に浜山を含まない。村の北限は汐入川で、農地の大半が松原の恩恵を受けていた。次に、松原が無く新規の植林をする村は、黒山、糠塚、芦屋の3カ村である。ここで問題となるのが、植



▲浜山証文(東黒山区所蔵)

え継ぎとされた松原村である。以前紹介したとおり、当時の松原村は砂山下荒の大損害で、被害は拡大中であった。松原消失の範囲は、証文が示す小規模補植の範囲を超え、広域で大規模な植林を必要としていたのである。

つづく

【訂正とおわび】 広報おかがき10月号に掲載した新岡垣風土記の内容に誤りがありました。訂正しておわびします。

■3段目6行目「西光寺」のふりがな 正:さいこうじ 誤:せいこうじ